

北海道農政部手数料条例及び北海道家畜保健衛生所条例に基づく手数料等の主な項目は次のとおりです。

○病性検定使用料・手数料（北海道家畜保健衛生所条例等）

設定項目	円
病性検定使用料	
器具・機械使用	860
保冷保管庫使用	600
病性検定手数料	
病理解剖検査	4,580
鏡検	770
一般培養	1,120
特殊培養	3,380
一般血清反応検査	780
特殊血清反応検査	3,070
病理組織学的検査	2,520
一般理化学的検査	1,300
特殊理化学的検査	3,160
特殊遺伝子学的検査	5,950
総合病性検定（病理解剖検査を行うとき）	8,520
総合病性検定（病理解剖検査を行わないとき）	7,430
特殊血清・遺伝子学的検査	4,010
証明書	500
特別診断（100km未満）	5,670
特別診断（100km以上）	11,340
焼却	24,550

（いずれの手数料、使用料とも令和4年度から変更はありません）